

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年8月から57年5月までは15万円、59年7月は19万円、60年7月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から60年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額と見合っていないことが判明した。申立期間の給与明細書を所持しているため、調査の上、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和56年8月から57年5月までは15万円、59年7月は19万円、60年7月は26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和57年7月から同年10月までの期間、58年1月、同年2月、同年6月及び同年12月については、申立人は給与明細書等を所持しておらず、また、申立期間のうち、57年6月、同年12月、58年5月、同年9月、同年11月及び59年11月については、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できるそれぞれ翌月の給与明細書を所持しておらず、当該事業所も申立期間に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないため、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、昭和55年11月から56年7月までの期間、57年11月、58年3月、同年4月、同年7月、同年8月、同年10月、59年1月から同年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月から60年6月までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書に記録されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年2月21日まで
平成2年10月1日から5年2月20日まで、株式会社Aに勤務していたが、ねんきん定期便を確認したところ、4年1月から標準報酬月額が41万円から9万8,000円に大幅に下げられている。勤務していた期間に給与支給額が減った事実はないので、調査の上、支給されていた給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成4年1月から同年11月まで41万円と記録されていたところ、同年12月11日付けで、同年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（5年2月21日）まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立期間当時の被保険者は申立人と役員であった元同僚の二人のみで、元同僚についても平成4年1月1日に遡って、申立人と同様に標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

しかし、当該減額処理について、株式会社Aの元代表取締役及び元同僚に照会をしたが回答は無く、申立人の標準報酬月額が減額されたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

また、申立人は、「当時、事業所には借金が有って自転車操業をしていたようだ。」と供述しており、申立人が所持する普通預金口座異動明細から給与の遅配

が確認できる上、申立人が記憶している同僚は、「私はアルバイトで勤務していたが、勤務した時間に見合う給与は支給されていなかった。」と供述している。このことから、申立期間当時、株式会社Aの経営状況は良好ではなく、厚生年金保険料等の滞納があった可能性もうかがえる。

さらに、申立人が所持している給与明細書、上記普通預金口座異動明細、及び雇用保険の離職時賃金日額から、申立期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたことが確認できる。

加えて、申立人は「当時、役員に就任していたが、就任時期も知らない上、役員会も開催されたことも無く、仕事内容は営業と運送のままであった。」と供述している上、上記同僚は、「申立人は、営業と運送の仕事をしていて、経理や社会保険の手続には関わっていなかった。」と供述していることから、当該遡及減額訂正処理に関与していなかったと考えるのが相当である。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年12月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について同年1月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の4年1月から5年1月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和42年4月1日に、B株式会社から、同社のC部門を分離独立させたA株式会社に移籍し、引き続き勤務したが、申立期間は厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の申立期間当時の事業主の供述、複数の元同僚の供述、及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和42年4月1日に、B株式会社からA株式会社に移籍し、申立期間において引き続き勤務していたことが認められる。

また、上記事業主及び当時の給与事務担当者は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨を供述している上、申立人と同時期にB株式会社からA株式会社に移籍した元同僚が所持する給与支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行について、事業主は不明としているが、A株式会社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における被保険者の資格取得日が、昭和42年6月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの期間及び同年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から59年3月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、夫の銀行口座から夫婦二人の保険料を口座振替により納付していた。夫は納付済みであるのに、私の記録が未納及び申請免除となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、申立期間②については、当時、申請免除した記憶はない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納とされている申立期間①及び申請免除期間とされている申立期間②の国民年金保険料については、その夫と共に、口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、A市が国民年金保険料の納付状況等を記録している申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①は未納とされ、これは、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致しており、また、申立期間②については、申請免除期間であることを示す「シンメン」と記載され、これも、オンライン記録と一致している。

また、上記のA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が個人年金に加入したことを理由に、申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付も免除申請も行わない旨の申出を、昭和58年10月5日に行った内容の記載が確認でき、翌59年12月25日には、一転して免除申請を希望する旨の

申出を行った内容の記載が確認できることから、申立期間②について、免除申請がなされたものと推認でき、一連の記録に不自然さはみられない。

さらに、申立人の夫については、昭和 59 年 3 月 12 日に、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することを申し出た内容の記載が上記の申立人に係る国民年金被保険者名簿において確認できるとともに、申立期間①のうち、58 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を、同年 10 月 9 日に国庫金納付書により過年度納付していること、残余の申立期間については、現年度納付していることが、夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2463 (事案 2142 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 45 年 3 月まで

昭和 42 年頃に夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫と一緒に集金人に納付していた。44 年頃、私が授乳していた時に、義妹（夫の妹）が集金人に夫と私の保険料を納付したことを覚えていてくれた。前回の決定には納得できないので、再申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 10 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 1 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 44 年頃義妹（前回申立てにおいて、申立人が国民年金に加入していたことを知っているとして挙げた義妹とは別人）が集金人に申立人の国民年金保険料を納付したことを覚えてくれていたとして再申立てをしている。

しかしながら、申立人が国民年金に加入したのは、上述のとおり、昭和 45 年 10 月頃であり、申立期間の国民年金保険料は国庫金となることから、制度上、集金人に納付することはできなかつたものと考えられる上、別の

国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てを対象に「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、該当者は無く、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2464

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から50年3月まで

国民年金の加入手続は昭和46年*月*日に市役所で行い、年金手帳もその日に交付されている。申立期間当時は、個人診療所の事務員として勤務しており、国民年金保険料の納付は、A銀行のB支店で納付書により納付していた。受け取った領収書は保管していたが、C市に転居した際、処分してしまった。申立期間が未納とされていることには納得がいかないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月*日に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、A銀行のB支店で納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和51年12月に払い出されたものと推認されることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間直後の50年4月から51年3月までの保険料を52年3月に過年度納付していることが確認できるものの、この納付時点では、申立期間の大半は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所

持する年金手帳に「はじめて被保険者となった日 昭和46年*月*日」と記載されていることを挙げているが、初めて被保険者となった日は、制度上、「20歳の誕生日の前日」が国民年金被保険者資格取得日となることを示すものであり、加入手続日やその日以降の保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、D県内全てについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索を行い、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

国民年金の加入手続は夫がA市役所で行い、同市役所から「昭和58年2月から61年3月までの期間について納付すると年金を受給するときには有利」という案内と納付書が送付されてきたため、夫が申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があり、納付した金額は15万円前後であったと思う。夫の銀行預金口座の平成3年10月28日の出金記録に、夫が内訳として「国民年金 50,400 (2/10~3/3)」と記載している通帳と、別の口座にも「年金分」と記載している通帳が有るので提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から案内と納付書が送付され、その夫が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張し、納付の根拠として、銀行預金通帳の写しを提出している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和61年4月の基礎年金制度導入に伴い、同年8月に払い出されたものと推認されることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、同年4月1日付け第3号被保険者として国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、このことは申立人が所持する年金手帳に「初めて上記被保険者となった日」として同日が記載されていることとも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、申立人は、その夫が平成元年7月に共済組合員資格を喪失したこ

とにより、同年7月からは第1号被保険者資格として、国民年金保険料の納付が必要となるが、その届出が3年7月になされたことから、同年7月22日に、元年7月まで遡って国庫金納付書が作成され、同年7月から2年3月までの保険料額7万2,000円を3年7月26日に、2年4月から同年9月までの保険料額5万400円を3年9月3日に、2年10月から3年3月までの保険料額5万400円を同年10月28日に、それぞれ過年度納付していることが領収済通知書により確認でき、申立人から提出された預金通帳(写し)に記載された「国民年金 50,400 (2/10~3/3)」の内容と符合していることを踏まえると、申立人は、遡って納付した期間について、誤認しているものと推認される。

なお、申立人が提出した別の預金通帳(写し)の平成3年10月17日、同年10月21日及び同年11月7日の欄には、金額は不明であるが手書きで「年金分」と記載されているものの、上述のとおり、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、いずれの出金日時点においても、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間でもあり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料とみることはできない。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年1月まで

昭和58年4月に婚姻を契機に仕事を辞めた後、A県B市に住んでいた58年か59年頃に、電話で年金担当者から国民年金保険料が納付されていないので未納分を納付するようにとの通知を受けて、夫が申立期間の保険料として20万円ぐらいを納付してくれたことを覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年か59年頃に、その夫が申立期間の国民年金保険料として20万円ぐらいを納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和59年2月29日」と記載され、「被保険者の種別」は任意の資格であることが確認でき、このことは、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金賦課収納状況一覧表、当時の国民年金被保険者台帳である申立人の特殊台帳及びオンライン記録とも一致しており、任意加入の場合、遡って国民年金被保険者資格を取得できないことから、申立人は、同日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料として20万円ぐらいを納付したとしているが、申立期間当時の保険料は1か月5,830円で、申立期間10か月分の合計は5万8,300円である。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てを対象に「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月1日から42年5月1日まで
(A株式会社)
② 昭和42年6月1日から43年3月1日まで
(B社)
③ 昭和43年4月1日から同年5月1日まで
(B社)
④ 昭和43年9月26日から45年1月1日まで
(C社)

申立期間①及び④については、厚生年金保険被保険者の記録が無い。また、申立期間②及び③については、1年間以上勤務したのに昭和43年3月分のみ厚生年金保険被保険者期間とされている。調査の上、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社D支店の複数の同僚は申立人が勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚の一人は「申立人は記憶しているが正社員ではなかったと思う。」と供述している上、E株式会社（A株式会社の給与・社会保険事務代行会社）は、「保管している昭和40年代の社員名簿には申立人の氏名は記載されていない。」と回答している。

さらに、A株式会社D支店から申立人に返却された失業保険被保険者証に記載された被保険者番号において、確認できる雇用保険加入記録は、申立期間前のF株式会社の勤務期間のみであり、申立期間①に係る雇用保険加入記録は確認できない。

加えて、A株式会社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号は連続しており欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は「当時、A株式会社D支店には200人くらいの方が勤務していた。」と供述しているが、A株式会社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①における厚生年金保険被保険者数は約70人であることから、当時、A株式会社D支店においては、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②及び③について、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間②の一部の期間及び③について、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の事業主は所在が特定できないため、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚は、「申立人は記憶しているが、申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除は記憶に無い。」と供述しており、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、昭和43年3月1日から同年4月1日までの1か月間のみであり、申立期間②及び③においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間④について、雇用保険の加入記録から、申立人はC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社の事業主は所在が特定できないため、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年2月1日

であり、申立期間④においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、同僚に照会したが、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない上、複数の同僚は「C社が厚生年金保険に加入したのは、昭和46年2月1日であり、それ以前は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

申立期間①及び②について、株式会社AのB所の給与の支給額と日本年金機構の標準報酬月額を比べると、日本年金機構の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、株式会社Aに照会したところ、「申立期間の資料が残存していない。」と回答しており、申立人の元同僚に照会しても、給与明細書を保持しておらず、申立期間①及び②における申立人の報酬額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 41 年 10 月又は同年 11 月に申立人と同様に同社B所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 13 人について標準報酬月額を比較すると、そのうち、申立人を含めた 4 人が 2 万 6,000 円となっており、さらに、それよりも低い者が一人いることが確認できる。

さらに、当該名簿の記載内容によれば、昭和 42 年 8 月からは、上記 13 人のうち、11 人は申立人と同様に標準報酬月額が 5 等級以上に大幅に増額改定されていることが確認できる。

加えて、当該名簿の申立人の標準報酬月額等の記載内容に遡及訂正等の

不備は無く、その記載内容はオンライン記録とも一致しており、社会保険事務所（当時）の不合理的な処理は見当たらない。

一方、申立期間②について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和46年10月からは、申立人だけではなく、複数の被保険者の標準報酬月額が減額改定されている。

また、当該名簿の申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、社会保険事務所の不合理的な処理は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から35年12月1日まで
昭和28年3月頃から35年12月頃まで有限会社A(現在は、株式会社B)に勤務していたが、この期間の年金記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの複数の元従業員の供述及び当該事業所が保管していた集合写真から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、有限会社Aは、昭和32年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、28年3月1日から32年10月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所における当時の事務担当者は、「厚生年金保険の適用日以後については、常勤従業員は全員社会保険に加入させており、申立人は非常勤だったと思う。」と供述している。

さらに、現在の事業主は、「申立期間当時の元従業員から話を聞いたところ、申立人は臨時雇用の従業員であったようだ。」と回答している上、当時の資料は現存せず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。